

令和3年11月30日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での 医療用抗原定性検査キットの取扱いに関する留意事項について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

公益社団法人日本医師会副会長

猪口 雄二

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性 検査キットの取扱いに関する留意事項について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進室本部、同省医薬・生活衛生局総務課及び同局監視指導・麻薬対策課より各都道府県等衛生主管部（局）宛てに、標記の事務連絡が発出されました。

本件に関しては、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて」を、令和3年9月28日付文書（地314）を以てご案内し、特例的に、薬局での販売が差し支えない旨をお知らせしたところです。

本事務連絡は、入手を希望する者が薬局で販売されていることをより認識しやすくなるよう、薬局における取扱いに関する留意事項について周知するものです。

基本的な考え方及び販売する場合の対応については、引き続き、体調不良等の症状を感じる場合は医療機関を受診することを原則とする等、前回の事務連絡に基づくこととされている他、広告等について、薬局においては、「新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原定性検査キットを取り扱っている」旨を、薬局の店頭や隣接する店舗（当該薬局が入居する建物を含む。）へ掲示すること、販売する薬局のホームページやチラシ等へ掲載することが差し支えないこととされており、その際、受診が不要である等の不適切な表示及びその他の事項に関する広告は行わないこととされております。